

模範工法

昭和
60
年版

10331301

三省堂

1984 年 10 月 10 日 第 1 刷発行



模範六法〈昭和60年版〉

定価 二、五〇〇円

一九八五年三月二五日 第二刷発行

編者 模範六法編修委員会

代表 大隅健一郎（おおすみ・けんいちろう）

発行者 株式会社 三省堂 代表者 上野久徳

印刷者 三省堂印刷株式会社

（製版 凸版印刷株式会社）

発行所 株式会社 三省堂

〒101 東京都千代田区三崎町二丁目二十二番十四号

電話 編集（〇三） 三〇・九四二

販売（〇三） 三三・九四三

総務（〇三） 三三・九五二

振替口座 東京 六一五四三〇〇

<60模範六法・1,968pp.>

落丁本・乱丁本はお取替えいたします

ISBN4-385-15253-5

総目次

太字は三段組法令、細字は四段組法令、●印は判例収録法令、△印は他の編に収録したもの。

憲法編

【憲法の部】

●日本国憲法	九
日本国憲法〔英文〕	三八
大日本帝國憲法	三九
皇室典範	四一
国事行為の臨時代行に関する法律	四二
皇室經濟法	四三
元号法	四四
国民の祝日に関する法律	四四
●法例	四五
△子に対する扶養義務の準拠法に關する条約〔國際法編〕	一八〇
遺言の方式の準拠法に關する法律	一八〇
法律	四八
国籍法	四九
領海法	五〇
人身保護法	五三
△恩赦法〔刑事訴訟法編〕	二七三
地域改善対策特別措置法	五三
請願法	五三
国会法	五四
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律	五九
公職選挙法	六〇
政治資金規正法	六七

【裁判法の部】

裁判所法	二四
最高裁判所事務處理規則〔裁判所法一〇条に抄録〕	二四
最高裁判所裁判官會議規程〔裁判所法一二条に抄録〕	二四
最高裁判所裁判官国民審査法	二九
法廷等の秩序維持に関する法律	二三
裁判官彈劾法	二四
裁判官分限法	二六
判事補の職權の特例等に関する法律	二七
法律	二七
地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則	二八
執行官法	三一
檢察審査會法	三三
弁護士法	三六
司法試験法	四一
司法試験第二次試験の試験科目の範圍を定める規則	四三
司法書士法	四三

行政法編

【行政組織法の部】

内閣法	一四七
国家行政組織法	一四八
国家公務員法	一五〇
職員の仕事の宣誓に関する政令	一六
政治的行為〔人事院規則一四一七〕	一六
地方公務員法	一六三
地方自治法	一七

地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の指定に關する政令〔地方自治法二二条の九に抄録〕

住民基本台帳法	二〇六
---------	-----

【行政救済法の部】

●国家賠償法	二〇九
●行政不服審査法	二二三
●行政事件訴訟法	二三
●国の利害に關係のある訴訟についての法律事務大臣の權限等に関する法律	三三
△犯罪被害者等給付金支給法〔刑事訴訟法編〕	二七三

【財政・税法の部】

財政法	三六
財政法第三條の特例に関する法律〔財政法三條に抄録〕	三六
會計法	三九
国有財産法	四三
會計検査院法	四七
地方財政法	五〇
國稅通則法	五五
國稅徵收法	七五
國稅犯則取締法	九三
所得稅法	九五
法人稅法	三〇
相続稅法	三〇
印紙稅法	三七
地方稅法	三七
△稅法概要〔付録編〕	一八三

【警察・防衛法の部】

警察法	三九
警察官職務執行法	四〇
銃砲刀剣類所持等取締法	四〇
道路交通法	四二
行政代執行法	四三
自衛隊法	四四

【土地・環境法の部】

土地收用法	四六
都市計画法	四六
建築基準法	四七
国土利用計画法	四九
道路法	四九
公害対策基本法	五〇
公害紛争処理法	五〇
公害健康被害補償法	五二
大氣汚染防止法	五三
水質汚濁防止法	五三
騒音規制法	五四
振動規制法	五四
△人の健康に係る公害犯罪の処罰に關する法律〔刑法編〕	二二五

【教育法の部】

●教育基本法	五四
学校教育法	五四
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	五四
私立学校法	五八
地方教育行政の組織及び運営に關する法律	五八
教育公務員特例法	五八

民法編

●民法	五三
民法改正経過一覽	六三
民法施行法	六三
年齢計算ニ関スル法律	六六
年齢のとなえ方に関する法律	六六
△子に対する扶養義務の準拠法に 関する条約(國際法編)	一八〇
△遺言の方式の準拠法に関する法 律(憲法編)	四六
不動産登記法	四六
遺失物法	七二
建物の区分所有等に関する法律	七二
立木ニ関スル法律	七九
樹木ノ集団ノ範圍ヲ定ムルノ件 〔立木ニ関スル法律一條に抄録〕	七九
立木ノ先取特權ニ関スル法律	七〇
地上權ニ関スル法律	七〇
工場抵当法	七二
企業担保法	七三
自動車抵当法	七五
抵当証券法	七六
仮登記担保契約に関する法律	七八
●利息制限法	三〇
△出資の受入れ、預り金及び金利 等の取締りに関する法律〔經 済法編〕	一七八
身元保証ニ関スル法律	三〇
●建物保護ニ関スル法律	三〇
●借地法	三二
●借家法	三二
△割賦販売法〔経済法編〕	一七二
△訪問販売等に関する法律〔經濟 法編〕	一七四
失火ノ責任ニ関スル法律	三七
供託法	三八
信託法	三八

●自動車損害賠償保障法	七四一
●自動車損害賠償保障法施行令	七四九
△国家賠償法〔行政法編〕	二〇九
△公害健康被害補償法〔行政法編〕	五〇四
戸籍法	七五四
戸籍法施行規則〔戸籍法に抄録〕	七五四
出生証明書の様式等を定める省 令〔戸籍法第四九条に抄録〕	七五八
認知の訴の特例に関する法律	七六一
日本国とアメリカ合衆国との間 の相互協力及び安全保障条約 第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国 軍隊の地位に関する協定の実 施に伴う民事特別法	七六一
日本国に駐留するアメリカ合衆 国軍隊等の行為による特別損 失の補償に関する法律	七六三
●商法編	
●商法	七六五
商法改正経過一覽	八七五
商法施行法	八八三
●湖川、港灣及び沿岸小航海ノ範圍 ニ関スル件〔商法施行法一三三 条に抄録〕	八八三
商法中改正法律施行法	八八三
商法の一部を改正する法律施行 法	八八四
商法中署名スヘキ場合ニ関スル 法律	八八六
商業登記法	八八六
株式会社の監査等に関する商法 の特例に関する法律	八九三
株式会社の貸借対照表、損益計 算書、營業報告書及び附屬明 細書に関する規則	八九七

大会社の監査報告書に関する規 則	九〇〇
大会社の株主総会の招集通知に 添付すべき参考書類等に関する 規則	九〇二
株券等の保管及び振替に関する 法律	九〇三
会社の配当する利益又は利息の 支払に関する法律	九〇六
社債発行限度暫定措置法	九〇七
社債等登録法	九〇七
担保附社債信託法	九〇七
●有限会社法	九三
●國際海上物品運送法	九三
船舶の所有者等の責任の制限に 関する法律	九三
船舶法	九三
●手形法	九三
●小切手法	九三
小切手法ノ適用ニ付銀行同視 スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ 件〔小切手法五九条に抄録〕	九三
拒絕証書令	九三
△私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律〔経済法編〕	一五七
△不正競争防止法〔経済法編〕	一六三
●民事訴訟法編	
●民事訴訟法	九九
民事訴訟法改正経過一覽	一〇〇
民事訴訟規則	一〇〇
●民事執行法	一〇〇
民事執行法施行令	一〇〇
民事訴訟費用等に関する法律	一〇四
民事訴訟費用等に関する規則	一〇六

△民事訴訟等手数料概要〔付録編〕	一八五
△執行官法〔憲法編〕	一八五
△供託法〔民法編〕	七六
△行政事件訴訟法〔行政法編〕	三三
△国の利害に關係のある訴訟につ いての法務大臣の權限等に関 する法律〔行政法編〕	三三五
人事訴訟手続法	二〇〇
人事訴訟手続法による住所等地 指定規則〔人事訴訟手続法一條 に抄録〕	二〇〇
●非訟事件手続法	二〇三
●破産法	二〇八
●和議法	二〇八
●会社更生法	二一七
民事調停法	二一八
民事調停規則	二四〇
家事審判規則	二四四
特別家事審判規則	二五三
△人身保護法〔憲法編〕	五三
●刑法編	
刑法改正経過一覽	一五七
刑法施行法	二〇六
罰金等臨時措置法	二〇六
輕犯罪法	二〇九
決闘罪ニ関スル件	二一〇
航空の危険を生じさせる行為等 の処罰に関する法律	二一〇
火災びんの使用等の処罰に関す る法律	二一一
爆発物取締罰則	二一一
印紙犯罪処罰法	二二二

外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律	二二三
通貨及証券模造取締法	二二三
紙幣類似証券取締法	二二三
印紙等模造取締法	二二三
郵便切手類模造等取締法	二二三
補助貨幣損傷等取締法	二二三
法人ノ役員処罰ニ関スル法律	二二三
経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律	二二三
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	二二五
暴力行為等処罰ニ関スル法律	二二六
盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	二二六
航空機の強取等の処罰に関する法律	二二七
人質による強要行為等の処罰に関する法律	二二七
未成年者喫煙禁止法	二二七
未成年者飲酒禁止法	二二八
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律	二二八
覚せい剤取締法	二二九
売春防止法	二二九
破壊活動防止法	二三三
公安条例	二三三
大阪府	二三三
東京都	二三三
京都市	二三三
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	二三六
日米相互防衛援助協定等に伴う	二三六

秘密保護法	二三八
改正刑法草案	二三九
刑法の全面改正について	二三九
刑事訴訟法編	
●刑事訴訟法	二五七
刑事訴訟法第百八十九條第一項および第百九十九條第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（刑事訴訟法一八九條に抄録）	二八〇
刑事訴訟法第百九十四條に基づく懲戒処分に関する法律（刑事訴訟法九十四條に抄録）	二八二
●刑事訴訟規則	二八四
△法廷等の秩序維持に関する法律（憲法編）	二八三
交通事故事件即決裁判手続法	二八六
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法	二八六
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則	二八六
刑事補償法	二八九
刑事補償規則	二九〇
犯罪被害者等給付金支給法	二九二
恩赦法	二九三
少年法の改正について	二九四
少年法	二九四
少年審判規則	二九四
監獄法	二九六
執行猶予者保護観察法	二九六
犯罪者予防更生法	二九七

社会法編	
【労働法の部】	
●労働組合法	二九八
労働組合法改正経過一覽	二九八
●労働関係調整法	二九八
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律	二九八
公共企業体等労働関係法	二九八
地方公営企業労働関係法	二九八
△国家公務員法（行政法編）	二九八
△政治的行為（行政法編）	二九八
△国際労働機関憲章（国際法編）	二九八
△結社の自由及び団結権の保護に関する条約（国際法編）	二九八
△団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（国際法編）	二九八
●労働基準法	二九八
労働基準法改正経過一覽	二九八
賃金の支払の確保等に関する法律	二九八
最低賃金法	二九八
労働安全衛生法	二九八
労働者災害補償保険法	二九八
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	二九八
雇用対策法	二九八
職業安定法	二九八
雇用保険法	二九八
【社会保障法の部】	
社会福祉事業法	二九八
児童福祉法	二九八
母子及び寡婦福祉法	二九八

老人福祉法	二九八
心身障害者対策基本法	二九八
身体障害者福祉法	二九八
精神薄弱者福祉法	二九八
国民健康保険法	二九八
国民健康保険法	二九八
老人保健法	二九八
厚生年金保険法	二九八
国民年金法	二九八
△社会法概要（付録編）	二九八
経済法編	
●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	二九八
不正競争防止法	二九八
輸出入取引法	二九八
中小企業基本法	二九八
中小企業団体の組織に関する法律	二九八
中小企業等協同組合法	二九八
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律	二九八
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律	二九八
農業基本法	二九八
農地法	二九八
銀行法	二九八
証券取引法	二九八
上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則	二九八

△蘇券等の保管及び振替に関する法律〔商法編〕

地建物取引業法……………一六三

駆逐売法……………一六九

間歇売等に関する法律……………一七四

限通鎖議の防止に関する法律……………一七五

等の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律……………一七八

金業の規制等に関する法律……………一七九

子の基本法……………一七六

原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律……………一七七

消費者保護基本法……………一七五

国民生活安定緊急措置法……………一七六

【無体財産法の部】

特許法……………一七〇

実用新案法……………一七九

意匠法……………一七八

商標法……………一七四

著作権法……………一七三

国際法編

国際連合憲章……………一七六

国際司法裁判所規程……………一七三

国際聯盟規約……………一七五

世界人権宣言……………一八〇

国際人権規約……………一八〇

経済的、社会的及び文化的權利に関する国際規約……………一八二

市民的及び政治的權利に関する国際規約……………一八四

市民的及び政治的權利に関する国際規約……………一八四

市民的及び政治的權利に関する国際規約……………一八四

市民的及び政治的權利に関する国際規約……………一八四

市民的及び政治的權利に関する国際規約……………一八四

市民的及び政治的權利に関する国際規約……………一八四

する国際規約」の日本国による批准等に関する件……………一八〇

国際連合教育科学文化機関憲章……………一八一

国際労働機関憲章……………一八二

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（ILO第八七号）……………一八八

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（ILO第九八号）……………一八九

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約……………一八〇

領海及び接続水域に関する条約……………一八二

公海に関する条約……………一八三

漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約……………一八五

大陸棚に関する条約……………一八七

南極条約……………一八九

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約……………一八三

外交関係に関するウィーン条約……………一八三

条約法に関するウィーン条約……………一八三

戦争抛棄二関スル条約……………一八四

大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約……………一八四

核兵器の不拡散に関する条約……………一八四

日本国との平和条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約……………一八四

の友好通商航海条約……………一八六

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言……………一八六

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約……………一八六

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明……………一八六

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約……………一八六

カイロ宣言……………一八四

ポツダム宣言……………一八四

付 録

社会法概要

健康保険法（一八七） 国民健康保険法（一八七）

老人保健法（一八八） 厚生年金保険法（一八八）

国民年金法（一八九） 国家公務員等共済組合法（一九〇）

（一九一） 雇用保険法（一九二） 労働者災害補償保険法（一九三）

児童手当法（一九四） 児童扶養手当法（一九五）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（一九六）

母子及び寡婦福祉法（一九七）

税法概要

所得税法（一九八） 法人税法（一九九） 相続税法（二〇〇）

酒税法（二〇一） 物品税法（二〇二） トランプ類税法（二〇三）

砂糖消費税法（二〇四） 揮発油税法（二〇五）

地方道路税法（二〇六） 石油ガス税法（二〇七）

航空機燃料税法（二〇八） 石油税法（二〇九）

入場税法（二一〇） 自動車重量税法（二一一）

取引所税法（二一二） 電源開発促進税法（二一三）

通行税法（二一四） 有価証券取引税法（二一五）

印紙税法（二一六） 登録免許税法（二一七）

関税暫定措置法（二一八） 関稅定率法（二一九）

特別とん税法（二二〇） とん税法（二二一）

地方税法（二二二） 民事訴訟等手数料概要……………一八五

法令用語の読み方……………一八八

判例索引……………一九九

総合事項索引……………一九九

……………一九九

昭和
60
年版
判例付き

模範六法

三省堂

編修顧問

東北大学名誉教授 日本学士院会員	勝本正晃
弁護士	村松俊夫
北海学園大学教授	小山昇

編修委員

早稲田大学教授	大須賀明
専修大学教授	鈴木重武
上智大学教授	池原季雄
九州大学教授	手島孝
東京都立大学教授	清水誠
東北大学教授	鈴木禄彌
学習院大学教授	遠藤浩
東京都立大学教授	唄孝一
中央大学教授	戸田修三
京都大学名誉教授 日本学士院会員	大隅健一郎
神戸大学教授	河本一郎
一橋大学教授	竹下守夫
横浜地方裁判所判事	浦野雄幸
名古屋大学教授	大塚仁
南山大学教授	高田卓爾
京都大学教授	片岡昇
慶応義塾大学教授	正田彬
上智大学教授	石本泰雄

は し が き

現代のわれわれの社会生活はきわめて複雑であつて、そのほとんどすべてが法により規制されておられ、われわれは法の網の中で生活しているといつても必ずしも過言ではない。その法には、立法機関により制定された成文法のほか、慣習法や条理のような不成文法が含まれていることは周知のとおりであるが、しかしわけても重要なのは成文法である。そして、社会生活が複雑になればなるほど、成文法の重要性は増大する。したがつて、法について学習や研究をし、また実生活において生起する諸問題を法律的に処理するためには、多数存在する成文の各種法令について知らなければならぬ。それらの法令を集めたものが、六法全書にほかならない。現代に生きる者にとっては、この六法全書を座右に備える必要が少なくないといつてよいであらう。

ところで、法が現実には機能し、われわれの生活を規制するのは、裁判所における法の具体的適用である裁判を通じてであることが多い。それゆゑ、本当に法を理解するためには、書かれた文字の上だけでなく、進んで「先例としての判決」すなわち判例を研究することが必要であるといわなければならぬ。

この「模範六法」が「模範六法全書」なる名称をもつて創刊されたのは、大正十年のことであつた。その後、戦中戦後の一時期には、諸般の事情により停刊のやむなきに至つたこともあるが、昭和二十三年には復刊されて、今日に至っている。したがつて、この「模範六法」の歩みは半世紀をはるかに越えているのである。

本書が、先に述べた判例の重要性にかんがみ、初めてこれを収録したのは昭和三十三年版においてであつた。この時には、憲法ほか一部の法令について判例をとりあげたのみであつたが、それが好評を博したので、やがて判例の収録は拡大されることとなつた。

昭和四十六年版において、本法を本格的な判例付六法とするために、重要な改訂を行つた。すなわち、判例の収録対象法令の範囲を拡大し、基

礎法のみに限らず、利用度に応じて特別法にまで及ぼすとともに、収録判例の数もいちじるしく増加し、面目を新たにした新版による「模範六法」を世に送ることができた。

爾来、学習および実務における判例の重要性がますます高まる中で、本「模範六法」は好評をもつて迎えられ、読者も年々増加の一途をたどつてきた。そして、毎年現われる重要な判例は翌年度の版において補充してきたが、しかし前述の改訂からすでに十年になろうとするに至つたので、多数読者の要望に応へ、いわば判例付六法の決定版ともいふべきものを作るために、昭和五十七年版において全面にわたる改訂を行い、新版「模範六法」を世に送ることとした。

この改訂を決定するにあつては、全国の法学者・裁判官・検察官・弁護士など多数の法学関係者から六法全書についての考え方を聴くとともに、要望を寄せていただき、それらを参考として編修委員会において以下の方針を決定した。

(一) 収録法令と編・部構成——収録法令の完璧を期するために、膨大な法令を分類・整理して、基本法令を網羅するのはもとより、利用度の高い特別法も紙幅の許す限り収録することとする。そして、本書における編構成は、憲法編・行政法編・民法編・商法編・民事訴訟法編・刑法編・刑事訴訟法編・社会法編・経済法編・国際法編の十編とし、さらに必要に応じて各編の中を部門別に分け、収録法令を配列する。

(二) 収録判例——学習と実務に必要な重要判例の要旨を、基本法に限ることなく、特別法についても利用度に応じて付すこととし、基礎的な判例はすべて網羅し、必要に応じて項目を立ててこれを整理配列する。

(三) 参照条文——おもな法令について、その条文と関係のある条文を必要かつ適切な範囲において参照条文として掲げる。また、法令によつては具体的内容を下位の法令に委任することがあるが、その委任法令が本書に収録されていない場合がある。この場合には、必要に応じて参照条文のひとつとしてその委任規定の内容を付する。さらに、三段組の重要法令には準用条文等に注記を施す。

(四) 条文見出し——立法に際し条文に見出しの付されていない法令があ

るが、これらにもすべて条文見出しを付することとする。

(五) 付録等——ある程度整理して掲げた方が理解しやすくなると思われる社会保障・税及び手数料に関する法令については、付録編にそれぞれ概要を掲載する。また、三段組の重要法令には、逐条ごとに改正の経過を示すとともに、改正の変遷が一目でわかるよう各法典の末尾に改正経過を一覧表として掲げる。

(六) 事項索引——読者がどのようなときに、どのように利用するかを検討し、本書に収録したすべての法令を対象とした総合事項索引を巻末に掲げる。

(七) 法令の検索——法令の検索がし易いように、収録順の総目次と五十音順の法令索引とを掲載し、これにより必要な法令が容易に見出しうるようにする。法令索引では通称名でも引けるようにし、さらに表紙うらに掲載した法令略称表にも掲載ページ数を示して、検索の便をはかる。

以上の方針に基づき編修に入ったが、編修委員がおもに担当した部分は、収録法令の選択、判例・参照条文の執筆、条文見出しの作成、法令の概要・事項索引の作成であった。とくに判例については、基礎的な判例に遺漏のないこと、新しい判例を着実に追うこと、一つの判例が二つ以上の法令または条文に関係する場合には、その相互関係を明らかにすること、出典が正確であることなどに相当の神経を使つたつもりである。

一方、六法全書の生命ともいふべき収録法令については、三省堂編修所が着実に官報を跡づけ、その都度編修委員会に報告してくれた。そのため、最新かつ正確な法令を収録し、またこの種六法としては最も多くの法令を収めることができたと自負している。

戦後の復刊以来これまでの間に、江家義男、岩垂至、赤木暁、吾妻光俊、恒田文次、田中真次、尾後貫莊太郎、河村又介、有倉遼吉、薬師寺志光の諸先生が編修委員として関与されたことがあるが、現在これを受け継ぎ、編修顧問である勝本、村松、小山の諸先生に大所高所からの指導助言をいただき、実務は、編修委員会を構成している十八名の委員が左記の方法によって分担している。

すなわち、憲法編は、法例等国際私法に関する部分を除き、大須賀と鈴

木(重)が、行政法編は手島が、民法編については総則、物権を清水が、債権総則を鈴木(禄)が、債権各則を遠藤が、親族、相続を唄が、商法編については総則、商行為、保険、海商を戸田が、会社法関係を大隅が、有価証券関係を河本が、民事訴訟法編は竹下と浦野が、刑法編は大塚が、刑事訴訟法編は高田が、社会法編は片岡が、経済法編は正田がそれぞれ担当した。また、憲法編のうち、法例等国際私法に関する部分は池原が、国際公法を中心とした国際法編は石本が担当した。

今年版については、第九国会会から第一〇国会までで成立した法律のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」を新たに収録するとともに、「国籍法」「戸籍法」「公職選挙法」「国家行政組織法」「所得税法」「雇用保険法」「健康保険法」「私的独占禁止法」「割賦販売法」「著作権法」等の大改正をはじめとする多数の法令について改正を織り込んだ。また、この一年間に多くの判例が蓄積されたが、そのうち重要判例について増補収録を行い、判例付六法最新版としての充実をはかった。

今年もまたこのようにして、きわめて充実した内容の「模範六法」を世に送ることができたと考えている。この機会に、三省堂編修所に多くの貴重なご意見をお寄せいただいた全国の法学関係者、折りにふれてお手紙をいただいた読者諸賢に厚くお礼を申し上げたい。また、付録、資料について三省堂編修所が助言をいただいている立命館大学天野和夫教授、資料収集などにご尽力をいただいている東洋大学早田芳郎教授、税法概要および手数料概要を作成していただいている前主税調査官伊藤義一、岡山家庭裁判所事務局長中村満の各氏に深甚の謝意を表する。

昭和五九年九月一日

模範六法編修委員会

代表 大隅健一郎

凡例

一、本書のねらい

本書は法律学を専攻する学生・研究者が学習・研究のなかで、また裁判官・検察官・弁護士の人びとが実務のなかで活用されることはもちろん、会社・官庁および市民生活などにおいて日々生起する法律問題を解決するための伴侶として、現行法令のなかからとくに必要度の高いものを厳選し、そのうちおもな法令には基本的な判例を付して、集大成した中型六法である。

二、収録した法令

法令の新しさ

昭和五十九年九月一日現在

法令数

総計三三七件の法令を収録

収録方法

1もつとも重要な基本法令については、三段組にして大きな文字とし、それ以外の法令はすべて四段組とした。

2そのうち左記の法令については、参照条文および判例要旨を付した。

日本国憲法

法 例

行政不服審査法

行政事件訴訟法

教育基本法

民法

商 法

有限会社法

手形法

小切手法

民事訴訟法

民事執行法

破産法

刑 法

刑事訴訟法
労働組合法
労働関係調整法
労働基準法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
3 左記の法律には判例要旨を付した。
国家賠償法
利息制限法
建物保護ニ関スル法律
借地法
借家法
国際海運賠償保障法
自衛隊損害賠償法
国際海上物品運送法
刑事訴訟規則

公布と施行期日

法令の公布年月日と法令番号を、標題の下または左下に

(昭和六〇年一月一日)
(法律第一号)

のようにして掲げた。施行期日については、附則に施行期日と根拠となる政令番号を注記しておくとともに、標題の次に「施行」欄を設けた。その際、分割施行についてはそのおもな施行日を示し、「(附則参照)」などの注記を付した。なお、施行期日がとくに定められていない場合は、法例一条の定めるところによる。また、条約の効力発生日は施行欄の次に「効力発生」欄を設けた。

改正経過と改正経過一覽表

収録法令で制定後に改正がなされたものについては、標題の次の「改正」欄に改正法令の年次および法令番号を掲げて、その改正経過を示した。さらに、三段組の基本法令については、逐条ごとに改正を示すとともに、各法令の末尾に改正の箇所、おもな理由など改正の変遷が一目でわかる改正経過一覽表を掲載した。

附則について

法令には、施行期日、経過規定などを示す附則が各法の後方についている。本法附則はすべてにわたって付しているが、改正附則も必要に応じて付した。

原典と用字

官報および法令全書を基にし、法令本文の用字は、漢字については新字体を採用し、かなづかいおよびひらがな・かたかなの別、濁点の有無については原文のままである。ただし、条数の表示は十、百を一〇、一〇〇とした。

条文の一部省略
抄録であつても収録した方がよいと思われる法令はその一部を省略して収録したが、法令名の下に「抄」とし、当該箇所での旨明示した。

三、法令のさがし方

五十音順の引き方

とびらの前にある黄色の紙に、収録法令を五十音順に示した法令索引を付した。なお、ここでは一般に通称される法令名でも引けるようにした

分類による引き方

五十音順目次と同じく、黄色の紙に収録順による総目次を付した。ここではその編に収録される可能性があつて他の編に収録されているものも△印を付して示した。なお各編の最初のページに各部門別の細目次を掲げた。

部門分類

本書の部門分類は機能的かつ一般的に分類される左記の十編と付録からなり、さらに必要によりその中を部に分類した。なお編分類は爪がけで明示してある。

憲法編

憲法の部、裁判法の部

行政法編

行政組織法の部、地方自治法の部、行政救済法の部、財政・税法の部、警察・防衛法の部、土地・環境法の部、教育法の部

民法編

民法の部

商法編

商法の部

刑事訴訟法編

刑事訴訟法の部

社会法編

労働法の部、社会保障法の部

経済法編

経済法の部、無体財産法の部

国際法編

国際法の部

四、条文

条文見出し

法令の原文についている条文見出しは（一）でくくられているので、これと区別するために、編修委員のつけたものは「一」でかこんである。これらはすべてゴシック体にして一目でわかるようになっている。

項番号

項番号は項の頭につけてあるが、法令原文にあるものは2・3……となっているので、これと区別するために、編修委員のつけたものは②・③……にしてある。なお第一項には項番号はついていない。

五、判例要旨

収録対象の裁判所

原則として大審院および最高裁判所の判例のうち重要なものを収録するとともに、必要に応じて下級裁判所の判例、審判例をも収録した。

判決裁判所と年月日

要旨の末尾に判決裁判所および、判決年月日を付してあるが、裁判所名は混乱が避けられる範囲で省略してある。また最高裁判所大法廷判決は「最大」、大審院連合部判決は「大連」とし、判決は「判」、決定は「決」と示してある。

判決全文への検索

判決原文を読みみたい方のために、当該判決全文が載っている判例集を判決年月日の次に示した。判例の出典は民録、刑録、民集、刑集、判時、判タなどによるが、うら表紙の内側一見返しにおもな判例集およびその略称を示した。

なお戦前の判例集は巻数と通しページ数で戦後の判例集は巻・号および通しページ数で示してある。

判例索引

巻末に本書収録判例をまとめて年月日順に配列して、掲載法令名と条数を示した判例索引を掲げた。

六、参照条文

三段組の法令および四段組のうちおもな法令には、条文ごとに*印をもって参照条文を付した。

参照条文の内容の順序

参照条文の順序は、条文全体にかかるものを冒頭に出し、以下第一項、第二項の順としたが、全体にかかるものでも重要性のないものは末尾にまわし、末項にかかるものとの混同を避けるため、その間に「印」を入れた。

参照事項

まず参照する事項を示し、参照すべき法令の略称と該当の条・項・号を（ ）内に示している。（ ）内をさらに事項で分類する場合にⅡでつないでいる。なお、当該の法令は略称をも省略した。

参照事項の項・号

①・②・③……の印は項にかかる参照条文を、(1)・(2)・(3)……の印は号にかかる参照条文を示す。

参照する条・項・号

参照条文の中で一・二・三……は条、1・2・3……は項、(1)・(2)・(3)……は号を示す。法令名の略称はおもて表紙の内側（見返し）、および法令索引（黄色の紙）の「一」の中で明らかにしている。なお、同一法令が続く場合は中ボツ（・）で並べ、法令が異なる場合は読点（・）で区切つてある。

受任法令

受任法令が本書に収録されていない場合は、必要に応じて参照条文のひとつとして受任規定の内容を示した。

七、総合事項索引

巻末に総合事項索引を付した。法令用語を索引を通して利用するためのものである。利用方法については、冒頭の注記を参照された。

八、法令用語の読み方

法令の条文の中のでてくる用語は、とかく難読のものが多い。法律学の研究、実務の中で一般的に行われている読み方を付録として示した。

憲 法 編

【憲法の部】

●日本国憲法(昭二二)

第一章 天皇	一〇
第二章 戦争の放棄	一〇
第三章 国民の権利及び義務	一一
第四章 国会	二四
第五章 内閣	二六
第六章 司法	二七
第七章 財政	二九
第八章 地方自治	三〇
第九章 改正	三〇
第十章 最高法規	三一
第十一章 補則	三一
●日本国憲法(英文)	三八
●大日本帝国憲法(旧憲法)	三九
●皇室典範(昭二一)法三	四一
●国事行為の臨時代りに関する法律(昭三九)法八三	四二
●皇室経済法(昭二一)法四	四三
●元号法(昭五四)法四三	四四
●国民の祝日に関する法律(昭二三)法一七	四四
●法例(明一一)法一〇	四五
△子に対する扶養義務の準拠法に関する条約(国際法編)	一八〇
△遺言の方式の準拠法に関する法律(昭三九)法一〇〇	四八
●国籍法(昭二五)法一四七	四九
●領海法(昭五二)法三〇	五一
●人身保護法(昭二三)法一九九	五二
△恩赦法(刑事訴訟法編)	一三七
●地域改善対策特別措置法(昭五七)法一〇	五三
●請願法(昭二一)法一三	五三
△国家賠償法(行政法編)	二〇九

憲 法

○国会法(昭二二)法七九

第一章 国会の召集及び開会式	五四
第二章 国会の会期及び休会	五四
第三章 役員及び経費	五四
第四章 議員	五四
第五章 委員会及び委員	五五
第六章 会議	五五
第七章 国務大臣及び政府委員	五六
第八章 質問	五六
第九章 請願	五七
第十章 参議院関係	五七
第十一章 議院と国民及び官庁との関係	五八
第十二章 参議院の緊急集会	五八
第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟	五八
第十四章 紀律及び警察	五八
第十五章 懲罰	五九
第十六章 弾劾裁判所	五九
第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館	五九
第十八章 補則	五九
●議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭二三)法二五	五九
●公職選挙法(昭二五)法一〇〇	六〇
第一章 総則	六〇
第二章 選挙権及び被選挙権	六〇
第三章 選挙に関する区域	六二
第四章 選挙人名簿	六二
第五章 選挙期日	六二
第六章 投票	六三
第七章 開票	六三
第八章 選挙会及び選挙分会	六五
第九章 公職の候補者	六七
第十章 当選人	七〇
第十一章 特別選挙	七二
第十二章 選挙を同時に行うための特例	七四
第十三章 選挙運動	七五
第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附	八二

○政治資金規正法(昭二三)法一九四

第十四章の二 衆議院議員及び参議院(選挙区選出)議員の選挙の特例	八五
第十四章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動	八六
第十五章 争訟	八八
第十六章 罰則	九一
第十七章 補則	九八

【裁判法の部】

○裁判所法(昭二一)法五九

第一編 総則	一一四
第二章 最高裁判所	一一四
第三編 下級裁判所	一一四
第一章 高等裁判所	一一四
第二章 地方裁判所	一一五
第三章 家庭裁判所	一一五
第四章 簡易裁判所	一一五
第四編 裁判所の職員及び司法修習生	一二六
第一章 裁判官	一二六
第二章 裁判官以外の裁判所の職員	一二七
第三章 司法修習生	一二八
第五編 裁判事務の取扱	一二八
第一章 法廷	一二八
第二章 裁判所の用語	一二八
第三章 裁判所の評議	一二八
第四章 裁判所の共助	一二八
第六編 司法行政	一二八
第七章 裁判所の経費	一二八
第七編 裁判所の事務処理規則(昭二二)最裁規程	一二八
*最高裁判所裁判官会議規程(昭二二)最裁規程	一二八
*最高裁判所裁判官会議規程(昭二二)最裁規程	一二八
●最高裁判所裁判官国民審査法(昭二二)法一三六	一二九

○法廷等の秩序維持に関する法律 (昭二七―法二八六)……………	二二三
○裁判官彈劾法(昭二二―法一三七)……………	二二四
○裁判官分限法(昭二二―法一二七)……………	二二六
○判事補の職權の特例等に関する法律 (昭三―法一四六)……………	二二七
○地方裁判所における審理に判事補 の参与を認める規則(昭四七―最裁 規八)……………	二二八
○執行官法(昭四―法一一一)……………	二二九
○檢察庁法(昭二二―法六)……………	二三二
○檢察審査會法(昭二三―法一四七)……………	二三三
○弁護士法(昭二四―法二〇五)……………	二三六
○司法試験法(昭二四―法一四〇)……………	四一
○司法試験第二次試験の試験科目の 範圍を定める規則(昭三六―司法試 驗管理委員會規則)……………	四二
○司法書士法(昭二五―法一九七)……………	四三

憲法の部

●日本国憲法

施行、昭二・五・三

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼

外務大臣 吉田 茂
司法大臣 幣原 喜重郎
文部大臣 木村 篤太郎
農林大臣 大村 清一郎
商務大臣 田中 耕太郎
通商大臣 和 田 雄
厚生大臣 斎藤 隆夫
労働大臣 星 亨
運輸大臣 河 合 良成
国庫大臣 植 原 悦二
蔵務大臣 平 塚 常次郎
国務大臣 石 橋 湛山
国務大臣 金 森 徳次郎
国務大臣 膳 桂之助

日本国憲法

①日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもた

日本国憲法 天皇

憲法

らす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

②日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めて、われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

③われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

④日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

●①国民主権(一)、●戦争の放棄(九)、●条約及び国際法規の遵守(九八)

一段開係

○三七条及び前文は陪審による裁判を保障するものではない。(最大判昭二五・一〇・二五刑集四一)(一〇・二六六)

○地方税の賦課徴収権が納税者訴訟の対象となるべき財産に含まれないと解したとしても、主権在民を宣言した前文に違反しない。(最判昭三八・三・一二民集一七一・一三二)

二段開係

○平和のうちに生存する権利を有するとの憲法前文第二段の宣言は、わが国内に滞留する外国人に對しても当然にその適用があると考えべきである。(東京地判昭三三・四・二五行例集八一・四一七五四)

○九条の解釈は前文の憲法理念を十分考慮してなされなければ

ばならない。(東京地判昭三四・三・三〇下刑集一三・一七六)

○憲法前文にいう平和のうちに生存する権利は、裁判規範としての基本的人權であつて、第三章の各条項により具体化されている。一長沼訴訟第一審、札幌地判昭四八・九・七判時七二二・二四

○前文の平和のうちに生存する権利は、裁判規範を定めたとの認めるところではない。一百里基地訴訟第一審、水戸地判昭五二・二・一七判時八四二・一二三

○憲法前文に表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となる等のことがあつたとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がこれに基づき国に對して一定の裁判上の請求をなし得るものではない。一百里基地訴訟控訴審、東京高判昭五六・七・七判時一〇四・三三

三段開係

○出入国管理令六〇条二項は、憲法三二条及び前文に違反しない。(松山地判昭三三・一・一六第一審判集一一・一八〇)(青森地判昭三三・一二・二四第一審判集一一・二二二〇八)

第一章 天皇

第一条「天皇の地位、国民主権」天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

●天皇の権能の限界と委任(四)、憲法尊重義務(九九)、名誉毀損の告訴(刑二二二)、君主主義(旧憲)、神聖不可侵(旧憲三)、統治権の総攬(旧憲四)

○不敬罪について、恩赦令に於て大赦があつた以上公訴権は消滅し、実体上の審理が許されないから、免訴にすべきである。一ブラカード事件、最大判昭二三・五・二六刑集二一・一五二九

○不敬罪は降伏文書調印後廃止され、以後天皇に対する誹毀侮辱には、名誉毀損罪が適用される。(東京地判昭二一・一〇・二二刑集二一・一六〇三)

○本条は、前文ではない民定憲法であるとの表現と何ら矛盾、抵触するものではない。(東京高判昭四五・一〇・七判例集未登載)

○わが国の民事裁判権は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である天皇の配偶者である皇后に對しても及ぶ。(東京高決昭五二・九・二八高民時報二七・九一二七)

第二条「皇位の継承」皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

●皇位継承（典範一・二・三・四・二四、元号（元号二））

第三条「天皇の国事行為と内閣の責任」天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

●天皇の国事行為（四・六・七・九六二）、国務各大臣の輔弼と責任（旧憲五五）

○内閣の助言と承認を区別する必要はなく、一個の観念とみるべきである。一古米地事件上告審少数意見（最大判昭三五・六・八民集一四七・一七二〇六）

○天皇の国事行為にはつねに内閣の助言と承認の二つを必要とし、天皇には発議権はない。助言と承認は全閣僚一致の閣議決定を必要とする。一古米地事件第一審（東京地判昭二八・一〇・一九行例集四一〇・二五四〇）

第四条「天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任」天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

●天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

●憲法の定める国事行為（三・六・七・九六二）、委任した法律（国事一六）

○国事行為は形式的・儀礼的なものであり、内閣の助言と承認は国事行為に対するものであるから、七条は内閣に実質的な衆議院解散権を与えるものではない。（最大判昭二八・四・一五民集七・四三〇五）

第五条「摂政」皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合においては、前条第一項の規定を準用する。

●摂政を置く場合（典範六六）、就任の資格・順序等（典範一七・一八・一九二〇）、特権（典範二二）、憲法尊重義務（九六二）

第六条「天皇の任命権」天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

●天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

●国会の指名（六七）、国会六五二・八六六、●最高裁判所の長の任命（九六二）

第七条「天皇の国事行為」天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

●（一）憲法改正（九六六）、法律の制定（四一・五九、法律の公布（国会六六、政令の制定（七三〇）、政令の署名（七四四）条約の締結（七三三・六二）、（二）国会の召集（五二・五三・五四）、国会一・二二〇二）、（三）内閣不信任決議と解散（五九）、（四）衆議院（五四）、公選（三）、（五）国務大臣の任免（六八）、官吏の任免（七三四）、（六）恩赦の決定（七三七）、恩赦の種類と効力（恩赦一）（七）法律（四二三）

一 号關係

○官報による法令公布の時期は、遅くとも一般国民がその官報を閲覧又は購入しようとした後をなした最初の時点である。（最大判昭三三・一〇・一五刑集一・二一四一三三）

○法令の公布は、国家が官報に代わる他の適当な方法をもつて行ふものであることが明らかな場合でない限り、公式令廃止後も通常官報をもつてされるものと解するのが相当である。（最大判昭三三・一二・二八刑集一・一四一三四六）

三 号關係

○衆議院解散権は天皇にあるが、実質的解散権は内閣にある。内閣は自己の判断に基づき、天皇に解散を助言し、その助言に基づきなされるべき天皇の行為が助言の趣旨に合致することを確かめ、その行為を承認して初めて解散が行われることになる。（東京地判昭二八・一〇・一九行例集四一〇・二五四〇）

第八条「皇室の財産授受の制限」皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

●皇室財産・皇室の費用（八八）、国会の議決を必要としない授受（皇統二）

第二章 戦争の放棄

第九条「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

●平和主義（前文一、二）、国際主義（前文三・九八二）

一般事項

○本条の解釈は、米軍駐留が自衛上やむをえないとする政策論によつて左右されてはならない。一砂川刑法事件第一審（東京地判昭三四・三・三〇下刑集一・三三七七）

○憲法（平成地判昭三四・三・三〇下刑集一・三三七七）

○憲法の平和主義は、国際法の法的確信に合致するよう解釈しなればならない。一砂川刑法事件上告審（最大判昭三三・一二・一六刑集一・三三三二五五）

○自衛隊の射撃演習用通信線切断行為は、自衛隊法一二一条（防衛器物損壊罪）に該当しない。なお、違憲法令審査権を行使しないのは、具体的争訟の裁判に必要な限度に限られる。従つて本件において自衛隊法の合憲性に限り、なんの判断を行う必要がないのみならず、これを行うべきでもない。一恵庭事件第一審（札幌地判昭四二・三・二九下刑集九三・三三三五）

○本条の解釈は、前文の基本原則に基づき、憲法成立の経緯、その他の事実による実質的裏づけをもつてする必要がある。一長沼訴訟第一審（札幌地判昭四八・九・七判時七二二一四）

○自衛隊の存在等が本条に違反するか否かの問題は、統治行為に関する判断であり、国会及び内閣の政治行為として究極的には国民全体の政治的批判にゆだねられるべきものであつて、違憲性が一見極めて明白でない限り、裁判所が判断すべきものではない。一長沼訴訟控訴審（札幌高判昭五二・八・五判時八二二二二）

一項関係

○本案によつて、わが国が主權國として持つ固有の自衛権は、何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は、無防備、無抵抗を定めたものではない。本案一項は、いかなる侵略戦争を放棄したものであり、二項が、わが国の保持を禁止した戦力とは、わが国体の戦力を指し、外国の軍隊はたとえそれがわが国に駐留するとしても、こゝにいう戦力に該当しないと解すべきである。一砂川刑特法事件上告審（最大判昭三四・一二・一六刑集三一・三三・三二五）

○本案一項では、また自衛戦争、制裁戦争までは放棄してない。一長沼訴訟第一審（札幌地判昭四八・九・七判時七二・二二四）

○本案一項は、国際紛争を解決する手段としての戦争に限定して放棄したものであり、自衛のための戦争まで放棄したものでない。一百里基地訴訟第一審（水戸地判昭五〇・二・七判時八四・一一・一二二）

○本案は、前文で表明された平和主義を制度的に保障するために政策決定した戦争放棄を国の内外に宣明した憲法の憲法ともいふべき根本規範であり、法令等の合憲性判断の基準となるが、私人間の法律関係には直接適用されない。また、自衛隊が、かりに違憲だとしても、自衛隊が反社会的、反道徳的であると認識が、社会一般のそれとして確立されたものとはいえない。したがって、自衛隊の「本件土地取得行為が民法九〇条に反し無効とはいえない。一百里基地訴訟控訴審（東京高判昭五六・七・七判時一〇〇四・一三）

二項関係

○自衛隊が「戦力」に当たるかどうかは、自衛隊自身の規模、能力などを考慮して検討したうえで判断しなければならぬ。一長沼訴訟執行停止事件（札幌地決判昭四八・八・二三判集一〇一八・九・九二九）

○自衛隊は、その編成、規模、装備、能力からすると、明らかに「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする軍事的な手段としての組織体」と認められるので、軍隊であり、本案二項にいう「陸海空軍」という「戦力」に該当し、違憲である。現在、世界の各国はいずれも自国の防衛のために軍備を保有するのである。単に自国の防衛のためには必要であるという理由では、それが軍隊といふ戦力であることを否定する根拠にはならない。一長沼訴訟第一審（札幌地判昭四八・九・七判時七二・二二四）

○「交戦権」は、国際法上の概念として、交戦國が国家として持つ権利で、敵の兵力を殺傷、破壊したり、都市を攻撃

日本国憲法 国民の権利及び義務

憲法

したり、占領地、軍政をいたり、中立國に対しても一定の条件の下に船舶を臨検し、拿捕し、又、その貨物を没収したりなどする権利の総称をいう。この交戦権を、広く國家が戦争をする権利と解する立場は、一項の「國權の發動たる戦争」と重複し、妥当ではない。一長沼訴訟第一審（札幌地判昭四八・九・七判時七二・二二四）

第三章 国民の権利及び義務

第一〇条（日本国民の要件）日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

*日本國籍の得喪（國籍一七、國籍施行規、戸一〇二・一〇三、皇統譜（典範二））、日本臣民たる要件（旧憲一八）

○本案は、領土の變更に伴ひ「國權」の變更については条約で定められたことを認めた趣旨と解される。従つて、平和条約発効前に朝鮮、男子と婚姻し、朝鮮人としての法的地位を取得した内地人女子は、条約発効とともに日本國籍を喪失する。（最大判昭三六・四・五民集一五・四一四一六五）

第一条（基本的人權の享有と本質）國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、國民に与へられない永久の權利として、現在及び将来の國民に与へられない。

*基本的人權の本質（九七）憲法が保障する基本的人權（一三）

（一四）一、人權事件の對策の公開（八二二）、人權保障の國際化（國連憲前文、人權宣言、人權規）、人權尊重規定（二三条の參照条文參照）

外国人の人權

○人として享有する人權は不法、国者あつても享有することとができる。（最判昭三五・一二・二八民集四一・二一六八三）

○憲法第三章の基本的人權の保障は、權利の性質上日本國民を對象としてと解されてゐるものを除き、わが國に在留する外国人に對しても等しく及ぶと解されるが、外国人に在留制度のわく内で与へられているにすぎず、在留の許可を決定する國の裁量を拘束するまでの保障は与へられていない。一マクリーン事件上告審（最大判昭五三・一・四民集三の下の平等の原則は、特段の事情のない限り、外国人にも類推される。（最大判昭三九・一一・一八刑集一八一・九五七九）

○出入國管理令二五條一項は、事實上外國移住の自由の制限

を招來することがあつても、公共の福祉の見地から合憲である。（最大判昭三三・一二・二五刑集二一・四一三三七）

第二二条（自由、權利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

*基本的人權の享有（本質一八九七、憲法が保障する自由、權利（一三四四）、公共の福祉（一三三三・二二九二、民一、刑訴一、行訴二五三・二七三）、濫用禁止（公選一五一の但、民一三）

○目的が正当であつても、手段が秩序を破り、他の個人の基本的人權を尊重しないときは、その行為は公共の福祉に反しないものといふことはできない。（最大判昭二五・一〇・二刑集四一・一〇一〇一三）

第二三条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の權利の尊重）すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

*個人の尊嚴（二四、民一ノ二、家審一）、基本的人權の享有（本質一八九七）、公共の福祉（二三条の參照条文參照）、人權尊重規定（一八九一、公訴一、警職一、輕犯四、破防一三）

基本的人權と公共の福祉

○本案は、國民の私生活上の自由が警察權等の國家權力の行使に對しても保護されるべきことを規定し、警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、本條の趣旨に反し許されないが、右の自由も公共の福祉のため必要のある場合には相當の制限を受ける。（最大判昭四四・一二・二四刑集三三・二二一六三三）

○賭博行為は、怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、勤勞の美風を害し、副次的犯罪を誘發し、又國民生活の機能に重大な障害を与へるおそれがあるから、國民の福祉に反する。（最大判昭三五・一・三三刑集四一・一一三三八）

○喫煙の自由が本條の保障する基本的人權に含まれるとしても、その禁止といふ程度の自由の制限は、必要かつ合理的なものであり、監獄法施行規則九六條による禁止規定が本條に違反するといへない。（最大判昭四四・五・九・一六民集四一・一〇一四一〇）